

平成29年3月10日

各社会福祉法人代表者 様

東松山市長 森田 光一
(公 印 省 略)

社会福祉法人役員・評議員変更届の提出について（通知）

社会福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当市においては各法人の役員就任の状況を把握するため、「社会福祉法人役員を選任について（通知）」（平成26年3月12日付け東松社福発第0312005号）により役員変更届を提出いただいております。

今般の社会福祉法の改正に伴い、評議員についても届出の対象とし、役員又は評議員について就任又は変更があった場合は、下記のとおり東松山市長宛てに届け出ることとしましたので、よろしくお願いいたします。

本届出は、平成29年4月1日以降就任する役員又は評議員から適用するものとします。

なお、「社会福祉法人役員を選任について（通知）」（平成26年3月12日付け東松社福発第0312005号）については、平成29年3月31日をもって廃止します。

記

- 1 提出期限
就任日から1か月以内
- 2 届出対象
法人の役員及び評議員
- 3 提出先
社会福祉協議会においては社会福祉課
主に障害福祉施設を運営する法人については障害者福祉課
主に介護福祉施設を運営する法人については高齢介護課
主に児童福祉施設を運営する法人については保育課
- 4 提出部数 1部
- 5 提出書類（写しの書類は原本証明を行ってください。）
 - (1) 社会福祉法人役員評議員変更届（様式1-1又は様式1-2）
 - (2) 役員、評議員選任に係る議事録（写）・議案書（写）

(3) 新任者の就任承諾書(写) (参考様式1)

(4) 欠格事由等の確認書(写) (参考様式2)

(5) 履歴書(写) (参考様式3)

(6) 役員一覧及び評議員一覧(参考様式4)

※ 役員又は評議員どちらか一方のみの変更の場合も、両一覧を御提出ください。

6 様式の入手方法

下記のアドレス(東松山市公式ホームページ)よりダウンロードできます。

<http://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/soshiki/kenkofukushibu/shakaifukushi/menu/shakaihukusihoujin/1374574208471.html>

問合せ先

社会福祉課 0493-21-1455

高齢介護課 0493-21-1460

障害者福祉課 0493-21-1452

保育課 0493-21-1407